



登録者募集

スポーツ

文化

かながわ

地域クラブ活動

指導者データベース



データベースの概要

●県では、今後、公立中学校等における部活動の地域移行に伴い、部活動に代わって地域で行われる活動（「地域クラブ活動」）に指導者として協力いただける方を登録する「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を設置します。

●スポーツ・文化活動の指導・活動経験のある方は神奈川の子どもたちのために、是非「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」への登録をご検討ください！

※登録要件は裏面をご確認ください。

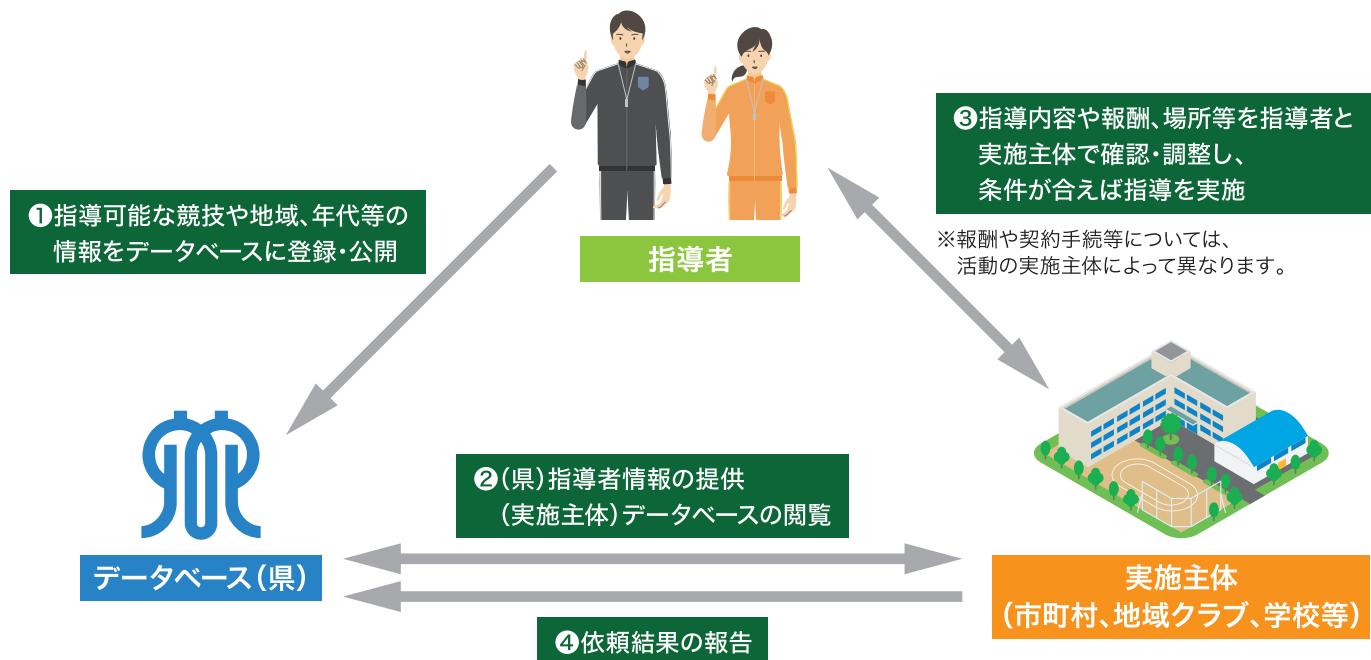
部活動の地域移行とは？

少子化の進展により、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況があり、また、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも難しくなっています。このため、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、令和4年12月にガイドラインを示しました。この国のガイドラインを受け、神奈川県では、令和5年10月に「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定し、各地域の実情に応じて部活動の地域移行を推進しています。

部活動の地域移行は、地域において、持続可能なスポーツ・文化芸術等活動の環境整備を進める取組です。



データベースへの登録・指導の依頼について



登録要件

登録に当たっては、次の要件のうち、いずれか1つを満たしている必要があります。

- ① 日本スポーツ協会の競技別指導者資格(スタートコーチ、コーチ1~4、教師、上級教師)又は日本バスケットボール協会及び日本サッカー協会の公認C級コーチ以上の指導者資格を所持している、あるいは講習を修了し資格取得予定であること。※令和6年1月時点(該当する資格は今後追加される可能性があります。)
- ② 学校部活動において部活動指導員として指導経験があること。
- ③ 教員免許を授与されたことがあり、指導を希望する競技、種目、分野等の部活動や地域クラブでの指導の経験があること。
- ④ 指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があり、なおかつ県が認める部活動指導者又は地域クラブ指導者向けの研修を受講していること。

注意事項

- 申込みに当たっては、過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、その他部活動指導員や地域クラブ指導者として不適格な事項がないこと等を誓約していただきます。
- このデータベースの登録者に必ず指導の依頼があるわけではありません。
- 学校教職員が地域クラブ活動に従事する際は、兼職兼業の許可を得る必要があります。
- 実施主体・指導者間における交渉及び契約等については、当事者同士が直接行うこととし、生じた損害等について県では責任を負いません。